

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	森下仁丹株式会社
【英訳名】	MORISHITA JINTAN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 駒 村 純 一
【本店の所在の場所】	大阪府中央区玉造一丁目2番40号
【電話番号】	06 (6761) 1131 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 森 田 真 司
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区玉造一丁目2番40号
【電話番号】	06 (6761) 1131 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 森 田 真 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第81期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金50円（普通配当37.5円、125周年記念配当12.5円） 総額203,376,750円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設並びに削除、文言修正等の整備及びこれら変更に伴う条数の調整、整備を行う。

ロ 変更の効力は、当該株主総会の終結の時をもって生じる。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

駒村純一、森下雄司、杉浦一哉及び齋藤洋一を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

光永健治、澤田侑己及び石原真弓を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

加藤清和を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社移行に際し、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額13百万円以内（うち社外取締役分月額2百万円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社移行に際し、監査等委員である取締役の報酬額を月額3百万円以内とする。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退任慰労金贈呈の件

当該株主総会終結の時をもって退任される取締役森下美恵子氏、上村秀人氏及び監査役高田真一氏に対し、退任慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	29,311	62	—	（注）1	可決 99.42
第2号議案	29,381	95	—	（注）2	可決 99.66
第3号議案				（注）3	
駒村 純一	28,922	552	—		可決 98.10
森下 雄司	29,174	300	—		可決 98.96
杉浦 一哉	29,167	307	—		可決 98.93

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
齋藤 洋一	29,100	374	—		可決 98.70
第4号議案				（注）3	
光永 健治	29,377	99	—		可決 99.64
澤田 侑己	29,348	128	—		可決 99.55
石原 真弓	29,356	120	—		可決 99.57
第5号議案			—	（注）3	
加藤 清和	29,279	95	—		可決 99.31
第6号議案	29,301	165	—	（注）3	可決 99.39
第7号議案	29,315	147	—	（注）3	可決 99.43
第8号議案	28,703	761	—	（注）3	可決 97.36

- （注） 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上